

## 中井源左衛門家による

## 上州小泉十一屋酒店の経営管理

薄井 彰

## 一 はじめに

原田敏丸は、中井源左衛門家が(一)合資による共同企業(仙台店開設一七六九年、後野店開設一七六九年)、(二)現地の企業あるいは業者に出資(押立店開設一七八八年、尾之道店開設一七九〇年、天童店開設一八〇四年、杵築店開設一八〇六年、名古屋店開設一八一三年、香良洲店開設一八三五年、京都中正店漆店、大田原質店)、(三)直接に企業を設立(相馬店開設一七八三年、京都(日野源)店)、という様々な形態で、全国各地に業務展開をしたことを明らかにした。<sup>(1)</sup> また原田敏丸は、自己資本に加えて他人資本の利用、他の出資者や経営者との共同経営が中井源左衛門家の拡大に重要な役割を果たしていたと指摘した。さらに、江頭恒治は近世商家に関する記念碑的研究『近江商人中井家の研究』において、中井源左衛門家が伏見店(開設一七六九年)や後野店の共同出資では「組合商合」と呼ばれていたことを示した。<sup>(2)</sup> 中井源左衛門家の共同出資や共同経営は「乗合出店」あるいは「乗合商売」と呼ばれていた。<sup>(3)</sup> また中井源左衛門家の共同経営が、組合組成の際に出資者と支店経営者(世話人あるいは支配人などと呼ばれる)が利益分配契約を締結していた

たことを明らかにした。この契約は出資者への配当率、配当総額を上回る利益に対する請求権、出資者が損失に対して無限責任を負うこと、支店経営者の損失責任割合、支店経営者の会計報告義務などが規定されていた。おおむね支店運営者は損失責任を減免されていた。

近世商家は、家訓、遺訓および店則などによって店の経営行動を規律づけていた。中井源左衛門家の店則に関しては、江頭恒治は、三十二点の中井家々法関係史料目録を提示して、(一)封建権力との関係を規定する事項、(二)人事に関する事項、(三)一般的事項、(四)営業上の事項、(五)年中および月間の行事、(六)店則の励行ならびに制裁、に関する事項の観点から詳述している。<sup>(4)</sup> さらに宇佐美英機は、中井源左衛門家の最古の明和八年(一七八一年)家訓に奉公人の義務として「立身出精」に励むことを家訓の一つとなしていたことを明らかにした。<sup>(5)</sup>

こうした家訓、遺訓および店則などの暗黙的あるいは明示的な行動規範だけでなく、出資者と世話人の契約関係はエージェント(Agency)理論に基づいても説明できる。経営者(代理人、agent)は出資者(依頼人、principal)の代理として経営を行い、出資者からその報酬を受け取る。経営者は自身の便益を最大化するように行動する。ただし、出資者が経営者の行動を観測できないという情報非対称があるため、経営者は努力を怠る、過大なリスクをとる、過剰投資をする、私的に資金を流用するなどのモラルハザード(moral hazard)を起こしうる。ジェンセンとメックリングは、モラルハザードを防ぐ報酬契約やモニタリングのメカニズムをデザインした。<sup>(6)</sup> 中井源左衛門家では、出資者が損失に対して無限責任を負うことを対して、世話人はおおむね損失が減免され、店の経営の裁量が与えられていた。

本稿の目的は、世話人のモラルハザードを防止するメカニズムが日本の近世商家の経営管理に組み込まれていたかどうかを明らかにすることである。これまでの近世商家の会計史研究では、もっぱら会計帳簿システムや複式簿記の計算構造の解明に焦点が当てられていた。例えば、小倉栄一郎は中井源左衛門家の仙台店とその支店の会計管理や香良洲店の会計帳簿システムに主たる関心があつた。<sup>(7)</sup> 松田有加里は、仙台店、仙台質店および石巻店の簿記法を解明している。<sup>(8)</sup> 西川登は三井家の会計組織に関して、血族の直下にあつた管理組織（大元方、本店一卷および両替一卷）の会計システムに主眼があつた。<sup>(9)</sup> 本稿では、中井源左衛門家の会計技術よりもむしろモラルハザード抑制メカニズムを明らかにする。

初代中井源左衛門は宝暦七年（一七五七）に上野国邑楽郡小泉に酒店（屋号は十一屋。以後、「上州小泉十一屋酒店」という。）を開設した。本稿では、滋賀大学経済学部附属史料館が所蔵する中井源左衛門家文書において、上州小泉十一屋酒店関連の確認できるすべての一次史料を分析する。初代中井源左衛門が行商を開始したのが一七三四年、大田原店を開設したのが一七四九年であるから、上州小泉十一屋酒店は創業期の事業である。中井源左衛門家は、大田原店を拠点に事業を拡大し、一七六九年に仙台店、一七八三年に相馬店を開設して、東北地方に進出していった。<sup>(10)</sup> 上州小泉十一屋酒店で構築されたメカニズムの特色を明らかにすることは、中井源左衛門家の管理システムの原型の解明につながる。上州小泉十一屋酒店は、現代でいえば、中井源左衛門家からみれば、酒等の製造販売を目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）に該当する。上州小泉十一屋酒店は、その組織構造が比較的単純であるが、仕入原価が米価の市場変動の影響を受けやすく、事業リスクが高い

業界に属していた。

## 二 上州小泉十一屋酒店の経営管理

### (一) 上州小泉十一屋酒店の概要

上州小泉十一屋酒店は太田原店の管轄下にある共同出資企業であつた。<sup>(11)</sup> ただし、中井源左衛門家がどのように酒造技術を習得し、いつの時点で酒株を取得したかは分かっていない。また、上州小泉十一屋酒店の創業の経緯、創業時に単独出資あるいは共同出資であつたかについてもわかっていない。宝暦四年（一七五四）に徳川幕府はいわゆる宝暦の勝造り令を發出し、酒株を保有していても届け出により酒造業を営むことが可能となり、日本各地に新興の醸造業が誕生した。<sup>(12)</sup> 上州小泉十一屋酒店の開設はこうした時期に重なる。

中井家の初代中井源左衛門の『享保十九申寅年店卸記』<sup>(13)</sup>では、宝暦七年に、「金百五拾両 小泉へ渡し」の記載があるので、中井源左衛門家が上州小泉十一屋酒店に百五十両の投資をしていたことがわかる。同年の大田原店への投資額が「金百拾式両」であつたことから、この時期、上州小泉十一屋酒店は中井源左衛門家の主力店舗の一つであつた。上州小泉十一屋酒店への中井源左衛門家の出資（帳簿残高）は、宝暦八年（一七五八）の「金式百拾八両 小泉へ渡し方」、宝暦九年（一七五九）の「金百四拾九両三分六匁 上州小泉かし」、宝暦十三年（一七六三）の「金百貳拾両 上州十一屋入金」、明和元年（一七六四）の「金百七拾両 上州小泉渡し金」、明和二年（一七六五）の「百貳拾両 上州小泉元■渡し」<sup>(14)</sup>、明和三年（一七六六）の「金百廿両 上州小泉利■かし

金」、明和四年（一七六七）の「金百貳拾兩 上州小泉十一屋仕入」、明和五年（一七六八）の「百貳拾兩 上州小泉仕入かし」、明和六年（一七六九）の「金百貳拾兩 上州小泉かし」、明和七年（一七七〇）の「金百貳拾兩 小泉酒屋元入」、明和八年（一七七二）の「金百廿兩 小泉」、安永元年（一七七二）の「金百貳拾兩 小泉店入金」、安永二年（一七七三）の「金百貳拾兩 小泉店出金」、安永三年（一七七四）の「金百貳拾兩 小泉」、安永四年（一七七五）の「金百貳拾兩 小泉」、安永五年（一七七六）の「金百五拾兩 小泉望性」、安永六年（一七七七）の金「百五拾兩 小泉」、安永七年（一七七八）の金「百六拾五兩 小泉店望性金」、安永八年（一七七九）の「金百六拾兩 小泉望性」、安永九年（一七八〇）の「金百六拾兩 小泉」、天明元年（一七八一）の金「百六拾五兩 小泉望性」であった。上州小泉十一屋酒店への出資金には、「渡し」、「渡し方」、「かし」、「入金」、「渡し金」、「かし金」、「仕入」、「仕入かし」、「元入」、「出金」という様々な名称が付されていた。安永五年（一七七六）以降は、「望性」という用語がよく使われている。小倉栄一郎は、「入金（いれがね）」、「出（だし）金」、「仕込（しこみ）」、「元（もと）金」が、初代中井源左衛門の時期には、支店への出資に相当する概念であって、一七七四年に「望性（もうしよう）」という中井源左衛門家独特の用語が使われるようになったことを指摘している<sup>15</sup>。江頭恒治は、中井源左衛門家の「望性」が持分権の意味をもつとして資本金に相当すると解釈している。江頭恒治が既に指摘したように、『享保十九申寅年店卸記』では、安永三年（一七七四）の以下の記述が「望性」の初出である。

- 一 百七拾貳貫五百目 伊勢新 望性銀
- 一 七貫五百目 同明寄 利そく

中井源左衛門家による上州小泉十一屋酒店の経営管理

「望性銀」と「利そく」が対になって区分掲記されていることから、ここの「望性」は中井源左衛門家が「伊勢新」店に出資する元金である。安永四年（一七七五）でも、以下のように望性金と利息を区分掲記していた。

- 一 金五千四百兩 仙台望性金
- 一 同四百八拾六兩 右之利
- 一 同千兩 大田原望性金
- 一 同四百三拾七兩一分七貫五文 同かし
- 一 同百貳拾兩 小泉
- （中略）
- 一 十一貫六百八拾八匁 同かし
- 一分 いせ新望性銀
- 一 壹貫百三十九匁六分 右之利
- （後略）

大田原店では「望性金」とかし（貸付金）が区分掲記されている。安永五年（一七七六）では、「一金五千四百兩 仙台元金」と記載されているので、望性金と元金は同義のようでもある。「望性」に持分概念を含むことは明瞭ではないが、重要なことは、この時期に、中井源左衛門家では、出資元金と金銭貸付金を明瞭に区分する会計思考が芽生えてきたことである。

## （二）大田原店の一時閉鎖

中井源左衛門家本家の『享保十九申寅年店卸記』の明和二年の箇所に以下の記載がある。

外二懸方有

金七百六拾壹兩三分

拾式匁六分三厘

店仕舞申候故除之申仰せ候間

戌ノ正月店卸如此二候

この記述からは、簿外に七百六十一兩三分十二匁六分三厘の懸方（貸倒懸念債権）があったことがわかる。店仕舞いの申し出があったため、これを除外して、戌（明和三年、一七六六）の正月の決算が行われた。ただし、明和三年の箇所には店仕舞いが大田原店であることを特定する記述はない。中井源左衛門家の『享保十九申寅年店卸記』の明和七年（一七七〇）の箇所には、改めて「金四百九拾式兩壹分 大田原」の記載があるので、この年に再開したことがわかる。明和六年（一七六九）に中井源左衛門は北関東から東北地方の売掛金未払者に対する売掛滞納金総額金五百四十三兩二分二朱、銀四貫百六十匁八分四厘、錢四百六十七貫三百四十一文の返済請求の訴訟を幕府に対して行った。<sup>17)</sup> 江頭恒治は「行商形態から店舗商業形態への転換に際し、従来との関係に一段落をつけようとする彼の決意の表明として意味ある」と解釈しているが、むしろ、売掛金回収が滞った結果、中井源左衛門家の基幹店である大田原店の資産が毀損し、不良債権を切り離して債権回収を中井源左衛門家本店に移転したとみなせよう。大田原店は新たに資本を注入し、フレッシュスタートを余儀なくされたと推測できよう。

### (三) 上州小泉十一屋酒店の経営管理

史料一は中井源三郎（大田原店）が上州小泉十一屋酒店の茂八を解任した際に支払った金子の受取証文である。<sup>18)</sup>

史料一 一札之事（小泉酒店ニ付金子下付受取）<sup>20)</sup>

一札之事

一 私義、相応之替り之者出来申迄者相動可申候様ニ、兼而思召被遊女房など茂御向被下候得共、不縁仕、未私替り之者茂無御座候内、御隙願申御心ニ叶不被遊、重々不調法至極仕候、乍然早束御隙下シ被置忝奉存候

一 小泉酒店之義、私御見立卜思召被遊御置被下候所、私不運ニ而是迄徳用茂無御座、多分損金御座、依之私分此度御除可被下旨、藤兵衛ヲ以御願申上候所、早束御承知被下置忝奉存候、依之先年私江金五拾兩別宅仕候節、御讓可被下候旨御書付ヲ以仰被付候得共、右之仕合故、右之書付此度返進仕候、然所此度金式拾兩下シ被置忝仕合體ニ請取受納仕候、此後相応之御用之義被仰付候ハ、畏相動可申候、仍為後日一札如件

茂八<sup>19)</sup>

明和三年

戊五月日

中井源三郎様

この証文は明和三年（一七六六）五月に署名捺印されていた。この時期は、大田原店の開設一七四九年から十七年、上州小泉十一屋酒店開設

から九年のスタートアップ期にあたる。大田原店が明和二年にいったん閉鎖し、同七年に再開した。この書状の時期は大田原店が閉鎖されていた時期にあたる。史料一の宛先人が閉鎖されていた中井源三郎となっていた理由は不明である。

史料一によれば、上州小泉十一屋酒店の茂八は、中井源三郎（大田原店）の引き合わせで女房を娶ったものの不縁となっていた。茂八は中井源三郎に見込まれ、上州小泉十一屋酒店の経営を任されていたが、徳用（利益）をだすことができず、累積損失が発生したので、解任された。茂八は後任に藤兵衛を申しでたところこれが承認された。金五十兩と別宅が供与される約束であったが取りやめとなり、金二十兩に減額して支給された。

史料一からは、(一)中井源三郎は使用人に支店の経営を委託していたこと、(二)中井源三郎は使用人に対して配偶者を紹介していたこと、(三)中井源三郎は支店の経営を委託した使用人に対して金銭と別宅を供与すること、(四)支店の経営を受託した使用人は累積損失に対しは減免されるが、退職金が減額されること、(四)支店の経営者は後任を推薦できることがわかる。(三)は、中井源左衛門家が後年、上級使用人に別店舗の開設を認める「別家」の原型ともいえよう。

史料二は、原田敏丸が枝店の経営形態として例示した史料である。この史料は、明和五年（一七六八）に辻次郎七が「仲間」に成り、上州小泉十一屋酒店の経営を引き受ける際に、中井源三郎と取り交した契約証書である。史料二の宛先人が閉鎖されていた中井源三郎になっていた理由も不明である。

史料二 相定申一札事（小泉酒店引受）<sup>(2)</sup>  
相定申一札事

一 小泉酒店之義、此度拙者仲間ニ被成被下、此後引請世話可仕候、尤仕入金之義者、入用次第御取替可被下筈、利足之義者壹ヶ年ニ壹割勘定と相定申候、私世話領として金五兩宛年々宿本江御渡し被下、則店諸入用ニ相成申候、諸入用利足等指引、損徳有之候分ハ式割ニ可仕候

一 蔵敷之義ハ相定之通り貴殿方江御請取可被成候

右之通り相定、右蔵有物相改請取申候所相違無御座候、然上ハ出情仕世話可仕候、為後日一札如件

明和五年  
子四月廿四日  
中井源三郎殿  
辻次郎七 印

この契約の内容は、(一)「仕入金」は、入用となり次第取替提供される、(二)「仕入金」の利足は年一〇%とする、(三)辻次郎七の「世話領(料)」（報酬）として年五兩を毎年宿本へ送金し、「店諸入用」（店の諸経費）に算入する、(四)諸入用および利足等を差し引いた損益は両者で折半する、(五)蔵敷（蔵屋敷）および蔵有物（貯蔵物）は相定めたとおり中井源三郎に請け取られるものとする、というものであった。「仕入金」利足の年一〇%は、中井源三郎の投下資本コストに相当する。投下資本コストと諸費用を上回る利益は、中井源三郎と世話人が折半する、すなわち世話人には定額給の世話料に加えて超過利益ベースの業績変動給が支払われ

る契約であった。また、この契約では、上州小泉十一屋酒店の損益は、中井源三郎と辻次郎七が毎年「式割」(折半)する。辻次郎七は「仲間」人であつて、損失に対しても責任を負う。

江頭恒治は、上州小泉十一屋酒店を共同企業として位置づけており、辻次郎七を共同出資者とみなしている。<sup>(25)</sup>ただし、仲間人の辻次郎七が上州小泉十一屋酒店の持分をもっていたことはこの史料からは確認できない。小倉栄一郎は、中井源左衛門家が既存の酒店経営に資本参加して経営権を掌握し、辻次郎七に経営を委託したと解釈している。<sup>(26)</sup>中井源左衛門本家の『享保十九申寅年店卸記』では、前述したように上州小泉十一屋酒店の出資は、明和二年(一七六五)が「上州小泉元■渡し」、明和三年(一七六六)が「上州小泉利■かし金」、明和四年(一七六七)が「上州小泉十一屋仕入」であつた。出資額はいずれも百二十両である。

#### (四) 上州小泉十一屋酒店組合の組成

中井源左衛門家の経営戦略は、「組合」という共同出資の形態で全国各地に進出したことに特徴がある(前掲注1、前掲注2および前掲注3)。

史料三は、安永五年(一七七六)五月一日に、支配人の福井清三郎が中井源左衛門に送付した小泉酒店組合の「元手金」の請取状である。この請取状のあて先は、支店の中井源三郎ではなく、本家の中井源左衛門となつてゐることが特徴的である。

#### 史料三 小泉酒店組合元手金請取之事<sup>(28)</sup>

小泉酒店組合元手金請取之事

一 ①金百六拾五両也 右者八分割之内貴殿三分乗、元手金儲二請取申候、利足八年々壹割相定年々送り可申候、尤損徳ハ毎年店おろし勘定之上取引可仕候、為後日仍而如件

支配人

福井清三郎 ②

安永五年

申五月十四日

中井源左衛門殿

中井源左衛門と支配人の福井清三郎の間には、(一)「元手金」は百六十五両、(二)「元手金」を八分割し、中井源左衛門の持分を三分とする、(三)元手金を年一割で運用して、毎年、中井源左衛門に送金する、(四)損益は毎年の店卸決算の上、これを取引する、という趣旨の契約関係を確認できる。中井源左衛門本家の『享保十九申寅年店卸記』では、安永四年(一七七五)に「金百弍拾両 小泉」、安永五年(一七七六)に「金百五拾両 小泉望性」、安永六年(一七七七)に「金百五拾両 小泉」、安永七年(一七七八)に「金百六拾五両 小泉店望性金」とあるので、中井源左衛門家が安永五年には出資金を百二十両から百五十両に増額したことが分かる。福井清三郎の出資形態は不明であるが、安永五年(一七七六)時点では、上州小泉十一屋酒店は中井源左衛門と福井清三郎との組合商内であつたと推量できよう。

中井源左衛門家が創業初期にどのように組合を組成していたかについてはこれまで十分に明らかにされてなかつた。中井源左衛門家文書には、小泉十一屋酒店組合の組成に関する史料四と史料五の二点がある。史料

四は清書前の覚あるいはひな形、史料五は契約時の覚であろう。史料四には「卯五月」の記載があるものの時期を特定できない。「望性金」ではなく「出金」と記載されているので、中井源左衛門家が「望性金」の用語を使い始めた安永三年（一七七四）ないし「小泉望性」を初めて記載した安永五年より前の卯年、宝暦九年（一七五九）あるいは明和八年（一七七二）のいずれかであろう。後述するように、これらの史料は宝暦九年、すなわち、上州小泉十一屋酒店開設時の史料の可能性が高い。

#### 史料四 覚（小泉十一屋酒店出金割合）<sup>(29)</sup>

覚

- 一 小泉十一屋酒店組合出金之事
- 一 金高三百拾五両

右組合

- 一
  - 一
  - 一
  - 一
- 右之割合ニ而組立候事

- 一 出金之義年一割之利足を以毎年店方相渡シ可申候、尤組合中ニ金子子入用之節ハ店方借用仕、右之利足を以新酒前返済可仕候
- 一 分割出金之外金子入用之節ハ店ニ而相働可申候、尤利足之義廿兩壹分之利足を以勘定可仕候
- 一 酒蔵ニ付万一損金有之節ハ茂左衛門殿除キ、組合中分割金出金可申候

中井源左衛門家による上州小泉十一屋酒店の経営管理

- 一 茂左衛門殿世話代金として毎年金子三両宛相渡シ可申候

右之通仲間相談之上相極メ申候間、違背申間敷候

為後日一札取替セ置候

卯五月

#### 史料五 覚（小泉十一屋酒店出金割合）<sup>(30)</sup>

覚

- 一 小泉十一屋酒店組合之事
- 一 五分 源三
- 一 貳分 五左衛門
- 一 貳分 郷右衛門
- 一 壹分 茂左衛門

右之割合組立申候事

- 一 出金之義、年一割利足を以、毎年店方請取可申候事、組合中ニ金子入用之節ハ店方借用仕、利足勘定相済返済可仕候
- 一 酒蔵ニ付万一損金有之候ハ、茂左衛門者不構三人割金十付分割ニて出金可仕候
- 一 茂左衛門之世話代金として年々金子三両宛遣し可申候
- 一 出金割合之外入用之節ハ店方才覚金
- 一 分割出金之外余慶ニ
- 一 分割出金之外、金子入用之節ハ店方才覚可仕候、尤利足之義ハ廿兩壹分之利足を以、勘定可仕候

- 一 出金之義年一割利足を以、毎年店方御請取可申候事、尤組合中
- 二 金子入用之節ハ店方借用仕、右之利足ニて返済可仕候

史料四には組合の構成人の記載がないが、史料五には組合の割合が源三の五〇%、五左衛門の二〇%、郷右衛門の二〇%、茂左衛門の一〇%の記述がある。史料四から、組合の契約は、(一)出資金に対して年一割を毎年店より送金すること、ただし組合が資金を入用の節には店より借出し、年一割の利足を新酒の時期の前に返済すべきこと、(二)出資金の外に資金を入用の節には店に申し出ること、利足は元金二十両に対して月一分(年利一五%)とする、(三)酒蔵に万一損金が発生した際には、茂左衛門を除いて組合が分割負担すること、(四)茂左衛門に世話代金として毎年三両を渡すこと、となっていた。この契約では、組合の構成人たちの長期投資(初期および追加の「出金」)には年利一〇%、出資金以上に資金を要する際(「分割出金之外金子入用」)、その借入には年利一五%を適用していた。おそらく運転資金が不足する場合や現場が新規に投資する場合のように信用リスクの高い状況には投下資本コスト一〇%より高い金利を課していたようである。不確実性やリスクに応じて異なる金利を適用する点は、現代の財務管理にも通じる。また、経営管理者である世話人にも利益に対する請求権が付与されていた。損失に対して、仲間人は無限に責任を負うが、世話人は免責される契約となっていた。

### 三 上州小泉十一屋の会計報告

中井源左衛門家文書には、袋に収められた上州小泉十一屋の決算書九点が残っている。袋には、「上州小泉十一屋酒蔵勘定書入」と上書きされている。これらは本稿が初めて分析する決算資料である。『寅八月十七日勘定』(滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一五九五および一一五九六)、『卯二月廿四日酒押切勘定』(同請求番号一一五九九)、『申ノ秋勘定目録』(同請求番号一一五九八)、『酉八月勘定』(同請求番号一一五九九)、『戌二月晦日押切』(同請求番号一一六〇〇)、『戌九月十二日勘定』(同請求番号一一六〇一)、『亥三月八日押切』(同請求番号一一六〇二)、『五月廿五日勘定覚』(同請求番号一一六〇三)である。『寅八月十七日勘定』、『申ノ秋勘定目録』、『酉八月勘定』および『戌九月十二日勘定』は、年次決算である。『卯二月廿四日酒押切勘定』、『戌二月晦日押切』および『亥三月八日押切』は、半期の簡易決算である。『五月廿五日勘定覚』は期中の仮決算である。

いずれの史料も元号の記載がないので、正確な決算年を特定できない。ただし、これらすべての史料に「望性」の用語の記載がないので、安永三年(一七七四)ないし安永五年(一七七六)より前の史料と推察される。史料『亥三月八日押切』が最も新しい時期の決算とすれば、宝暦七年以降で安永三年ないし安永五年より前の亥年は明和四年(一七六七)だけである。そうであれば、『寅八月十七日勘定』は宝暦八年(一七五八)、『卯二月廿四日酒押切勘定』は宝暦九年(一七五九)、『申ノ秋勘定目録』は明和元年(一七六四)、『酉八月勘定』は明和二年(一七六五)、『戌二月晦日押切』と『戌九月十二日勘定』は明和三年(一七六六)、『亥三月

八日押切』は明和四年（一七六七）の決算であった可能性が高い。

差出人と宛先人は、それぞれ『寅八月十七日勘定』（同請求番号一一五九五）が福井茂左衛門と中井源三郎、『卯二月廿四日酒押切勘定』（同請求番号一一五九七）が十一屋茂左衛門と武本市郎右衛門、中井源三郎および柚木五左衛門の宛先三人、『申ノ秋勘定目録』（同請求番号一一五九八）は十一屋茂左衛門、『酉八月勘定』（同請求番号一一五九九）が十一屋利左衛門店茂左衛門と中井源三郎、『戌二月晦日押切』（同請求番号一一六〇〇）が十一屋茂左衛門と中井源三郎、『戌九月十二日勘定』（同請求番号一一六〇一）が十一屋利左衛門茂左衛門と中井源三郎である。『亥三月八日押切』（同請求番号一一六〇二）は差出人と宛先人の記載がない。『五月廿五日勘定覚』（同請求番号一一六〇三）も差出人と宛先人の記載がないが、「中井利足」、「武本利足」および「柚木利足」の表記がある。

会計報告の差出人と宛先人から類推すると、上州小泉十一屋酒店は、「寅八月十七日」期から「卯二月廿四日」期までは、中井源三郎、武本市郎右衛門、柚木五左衛門および茂左衛門の組合商内、「申ノ秋」期からは「戌九月十二日」期までは、中井源三郎（大田原店）が単独で出資する枝店であった可能性がある。前述したように、史料三から安永五年（一七七六）時点では、中井源左衛門家と福井清三郎の組合商内であった。以上の検討から、史料四および史料五は、宝暦九年（一七五九）卯年の「覚」であって、史料『卯二月廿四日酒押切勘定』の宛先人から類推すると、源三は中井源三郎または中井源左衛門、左衛門は柚木五左衛門、右衛門は武本市郎右衛門、茂左衛門は十一屋茂左衛門と推量できよう。源三、五左衛門、郷右衛門および茂左衛門は仲間人、この四人のうち、

茂左衛門は世話人とみなせよう。

（一）寅八月十七日勘定

史料六は、寅の八月十七日に、福井茂左衛門が中井源三郎店に報告した勘定目録である。

史料六 勘定目録<sup>22)</sup>

印

- 寅ノ八月十七日勘定
- 一金式百六拾五両 入金高
- 一金九両三分 七匁五分 中井利足
- 但シ三拾両遣ス差引シテ
- 一 式両式分ト 五匁 武本利足
- 但シ六拾両為登差引シテ
- 一 三両 柚木利足
- 但シ式拾両為登差引シテ
- 一 三両三分 蔵敷残り
- 一 式両壹分 給金残り
- × 金式百八拾六両壹分 拾式匁五分
- 内 有物
- 一 四拾両 武本江
- 一 三拾両 中井江
- 一 式拾両 柚木江
- 一 式拾両 古酒有

一 貳両貳分

直シ酒有

一 九両

真木残有

一 壹両貳分五貫百七拾二文

袋木綿

一 六拾三両貳分 拾七貫三百文

有金

メ 金百八拾六両貳分 貳拾貳貫四百七拾貳文

右差引シテ

金九拾四両三分ト 百八拾四文

損金

又有物

一 三拾七両三分

掛有

但シ正味ニシテ

一 拾五両

附渡り諸道具

(貼紙)

「右ハ貳拾六両壹分ト百廿文ノ内損シ分除テ用立候物斗」

右損金ノ外有物

一 壹両貳分四百六拾文

みそ大豆四表

一 貳分

わ竹かこい

一 造込置

しやうゆ

其外屋ね板桶くれ桶三本ノわ■へ付樽四拾其外可有事ニ得共しかと

おもひあたらず候

(貼紙)

「右之通り柚木立合勘定被致候」

又出入金勘定

一 貳百六拾五両

入金高

一 貳百四拾八両壹分ト 七百廿七文

酒売立 帳面ニ有高

一 貳拾九貫九百文

かす代

一 金貳両

大屋様江酒遣シかよいメ高

メ 金五百拾五両壹分ト 三拾貫六百廿七文

金ニシテ

金五百貳拾貳両壹分ト 七百七拾五文

内

一 金貳百三拾四両三分ト 壹貫八文 米五百拾貳俵

内 三拾九俵飯米ニ成ル

一 貳拾四両貳分貳朱ト 八貫五百四拾四文 薪木代

一 三両壹分ト 五貫九百三拾八文 米柴賃

一 壹両壹分ト 壹貫五百八拾八文 なおし餅米代

一 拾三両壹分 藏敷内渡シ

一 貳拾壹両貳分 給金内渡シ

一 貳分ト 壹貫三百拾貳文 大工手間

一 貳拾六両壹分ト 百貳拾文 吉兵衛殿江諸道具代

一 壹両三分ト 壹貫六百九拾文 桶屋手間

一 壹両壹分 七貫八百九拾三文 日用方払

一 壹貫九百五拾文 木挽賃

一 拾六両貳朱ト 八拾九貫六百四文 板へぎ

一 四拾兩 小遣入用

一 三拾兩 武本江渡シ

一 貳拾兩 中井江渡シ

一 六拾三両貳分ト 拾七貫三百文 柚木江渡シ

有金

【表1】上州小泉十一屋酒店の財政状態および収支状況（寅8月17日期）

上段 貸借対照表

寅8月17日勘定 貸借対照表

内有物				入金高	265兩			
武本江	40兩			中井利足	9兩	3分	7匁	5分
中井江	30兩			武本利足	2兩	2分	5匁	
柚木江	20兩			柚木利足	3兩			
古酒有	20兩			蔵敷残り	3兩	3分		
直シ酒有	2兩	2分		給金残り	2兩	1分		
真木(薪)有	9兩			ノ	286兩	1分	12匁	5分
袋木綿	1兩	2分	5貫 172文	損金	94兩	3分	184文	
有金	63兩	2分	17貫 300文					
	186兩	2分	22貫 472文					

中段「内有物」以外の有物勘定

「内有物」以外の有物

又有物								
掛有	37兩	3分						
附渡り諸道具	15兩							
損金の外有物								
みそ大豆四表	1兩	2分	460文					
わ竹かこい		1分						
	54兩	2分	460文					

下段 出入金勘定

出入金勘定

米	234兩	3分	1貫	8文	入金高	265兩		
薪木代	24兩	2分	2朱	8貫	544文	酒売立 帳面ニ有高	248兩	1分
米搗賃	3兩	1分		5貫	938文	かす代		29貫
なおし 餅米代	1兩	1分		1貫	588文	大屋様江 酒遣シかよい	2兩	
蔵敷内渡シ	13兩	1分				ノ高		
給金内渡シ	21兩	2分				ノ	515兩	1分
大工手間賃		2分		1貫	312文		30貫	627文
吉兵衛殿江 諸道具代	26兩	1分			120文			
桶屋手間	1兩	3分		1貫	690文			
日用方払	1兩	1分		7貫	893文			
木挽き				1貫	950文			
板へぎ		1分						
小遣入用	16兩		2朱	89貫	604文			
武本江渡シ	40兩							
中井江渡シ	30兩							
柚木江渡シ	20兩							
有金	63兩	2分		17貫	300文			
ノ	498兩	1分		135貫	423文			
金にして	529兩	1分			571文			
損(過上)	6兩				872文			
						金にして	522兩	1分
								775文

(出所) 寅8月17日「勘定目録」(「中井源左衛門家文書」請求番号11595)に基づき、著者が作成。

合 金四百九拾八兩壹分ト 百三拾五貫四百廿三文  
金ニシテ

五百式拾九兩壹分ト 五百七拾壹文

右入金出金差引シテ

六兩三分ト 八百七拾式文過上

此儀いかが

右之通御座候、追而御登り被成候御立寄可被下候、以上

寅ノ八月十七日

福井茂左衛門

中井源三郎様

『寅八月十七日勘定』は貸借対照表に相当する財産計算をした箇所と収支勘定からなる。表一の上段は上州小泉十一屋酒店の寅八月十七日期の財政状態を貸借対照表の形式で記述したものである。負債資本は、(一)投資額に相当する「入金高」、(二)出資者への配当(「利足」)、(三)「蔵敷残り」、および(四)「給金残り」である。寅八月十七日期の負債資本合計は、二百八十六兩一分十二匁五分である。利足は、中井家出資九兩三分と銀七匁五分、武本家出資二兩二分と銀五匁、柚木家出資三兩、合計十五兩一分と十二匁五分である。割引率を一〇%とすれば、出資額は約百五十四兩二分になる。「入金高」からこの出資額を控除した百三十一兩三分と十二匁五分が剰余金であった。中井家、武本家および柚木家の利足の箇所に、それぞれ「但シ三拾兩遣ス差引シテ」、「但シ六拾兩為差引シテ」、「但シ式拾兩為差引シテ」の記載があることから、中井家、武本家および柚木家へ、この期に、それぞれ三十兩、四十兩および二十

兩を送金していたことがわかる。ただし、この金額が入金からの配当であるか出資の返済であるかは不明である。「蔵敷残り」は毎年支出される蔵敷料のうちの未払金であろう<sup>35)</sup>。また、「給金残り」も毎年従業員に支出される給金のうち未払金であろう。中井源左衛門家の身代の概念は、出資者たちに帰属する出資金と剰余金(「入金高」)および配当(「利足」)であろう。中井源左衛門家は出資した上州十一屋小泉酒店の維持すべき身代を特定し、その身代を担保する資産を対応させて、次のように損益を測定していた。

資産―身代＝損益

資産科目である「有物」は、「内有物」と「又有物」に区分掲記されている。「寅八月十七日」期の営業資産の内訳は、(一)出資者の武井家、中井家および柚木家宛てに送金する配当の原資、(二)棚卸資産として、「古酒有」、「直し酒有」、「真木(薪)有」、「袋木綿」、(三)現金として「有金」である。「内有物」の合計額は、百八十六兩二分二十二貫四百七十二文になる。期末の身代から「内有物」に区分された営業資産を差し引いた九十四兩三分百八十四文が「損金」になる<sup>36)</sup>。

表一の中段は、「内有物」以外のオフバランスとなっている有物勘定をTフォームで表現したものである。「又有物」には、(一)売掛金残高の「掛有」、(二)その他営業資産の「附渡り諸道具」が含まれる。損金に算入されない「損金ノ外有物」には、「みそ大豆四表」、「わ竹かこい」、「しやうゆ」、その他備品(屋根板桶、大桶、樽など)が掲記されている。「しやうゆ」とその他備品は金額評価されていない。掛けは但し書きに「但シ正味ニシテ」と記載されているので、割引を考慮した正味の金額である。「又有物」には、「しかとおもひあたらす候」という注

書きがあり、金銭評価が確定していなかった資産科目であることがわかる。「右ノ通り柚木立合勘定」(貼紙)とあるので、出資者(柚木家)が有物を立合監査済みであったと伺える。売掛金はその評価が確定されていない場合には「内有物」に認識されていない点特徴的である。「寅八月十七日」期の財産計算では、懸念があれば売掛金を全額回収できなかった場合を想定して、「損金」を認識していた。すなわち極めて保守的に営業資産を評価していたことを指摘できる。

さらに興味深いことは、中井源左衛門家の会計では、現代会計の減損処理に相当する処理が行われていたことである。営業資産の「附渡り諸道具」は、「右ハ弍拾六両壹分ト百廿文ノ内損シ分除テ用立候補物斗」という記載があることから、二十六両一分ト百二十文から十五両に減損処理されていることがわかる。

上州小泉十一屋酒店は、棚卸資産の状況からみて酒の製造販売の他に、麦、米、袋、木綿などの日用雑貨の販売も営んでいたことがわかる。

表一の下段は収支計算である「出入金勘定」をTフォームで表現したものである。「又出入金勘定」は収支計算書に該当する。総収入は、(一)投資高である「入金高」<sup>(3)</sup>、(二)期中の収入として酒売上高「酒売立」、糟売上高「かす代」二十九貫九百文、および大屋への酒売上高「大屋様江酒遣シかよいメ高」の合計五百十五両一分十貫六百二十七文である。総収入は、金に換算して(「金ニして」、五百二十二両一分七百七十五文である。総支出は、(一)営業経費として、「米五百十二俵」、「薪木代」、「米<sup>(脚ノ字)</sup>柴賃」、「なおし餅米代」、「蔵敷内貸シ」、「給金内貸シ」、「大工手間」、「吉兵衛殿江諸道具代」、「桶屋手間」、「日用方掛」、「木挽賃」、「板へぎ」、「小遣入用」、(二)出資者への配当として「武本江渡シ」、中井家に

中井源左衛門家による上州小泉十一屋酒店の経営管理

「中井渡シ」および柚木家に「柚木渡シ」、(三)現金有高として「有金」である。ここでの「小遣入用」は、金額の大きさからみても販売費および一般管理費に相当する科目であろう。上州小泉十一屋酒店の世話料の記載はいずれの会計報告にも確認できない。世話料が「出入金勘定」の費用としてどの科目に計上されていたかは不明である。支出合計は、四百九十八両一分百三十五貫四百二十三文、金換算して、五百二十九両一分五百七十一文になる<sup>(4)</sup>。

蔵敷料は、出金勘定の「蔵敷内渡シ」十三両一分と「蔵敷残り」三兩三分に区分されている。「蔵敷内渡シ」は上州十一屋小泉酒店が家主(「大屋様」)に支払う蔵敷料、「蔵敷残り」は未払蔵敷料と解釈できる。同様に、給金は、出金勘定の「給金内渡シ」二十一兩二分と「給金残り」二兩一分に区分されている。「給金内渡シ」は上州十一屋小泉酒店が従業員に支給される分、「給金残り」は未払給金と解釈できる。

入金から出金を差し引いて(「右入金出金差引シテ」、六兩三分八百七十二文の損失(「過上」)になっている。

末尾の記載「御立寄可被下候」は、中井源三郎店による実地監査が行われていたことの証拠である。

「寅八月十七日勘定」では、出資者の中井家、武本家および柚木家、ならびに世話人の福井茂左衛門への配賦計算の基礎となる損益は、財産計算から算出された「金九拾四兩三分ト百八拾四文」の損金であろう。世話人の福井茂左衛門は契約に基づきこの損失が免除され、定額の世話料を受領していたと推察される。

(二) 寅八月十七日勘定の試算表

史料七は、史料六と異なり店判の捺印がないことや出入金勘定が締められていないことから、寅八月十七日勘定の試算表であろう。

史料七 勘定目録<sup>④</sup>

寅ノ八月十七日勘定

- 一 金式百六拾五兩 入金高
- 一 金九兩三分 七匁五分 中井利足
- 但シ三拾兩遣ス差引シテ
- 一 式兩式分ト 五匁 武本利足
- 但シ六拾兩登ス差引シテ
- 一 三兩 柚木利足
- 但シ式拾兩登ス差引シテ
- 一 金三兩三分 蔵敷残り
- 一 金式兩壹分 給金残り
- メ 金式百八拾六兩壹分 拾式匁五分
- 内有物
- 一 金四拾兩 武本へ渡ス
- 一 金三拾兩 中井へ渡ス
- 一 金式拾兩 柚木へ渡ス
- 一 金式拾兩 古酒残有
- 一 金式兩式分 直シ酒有
- 一 金九兩 真木残有
- 一 金六拾三兩式分ト 拾七貫三百文 有金

一 金壹兩式分ト 五貫百七拾式文 袋地木綿有

メ 百八拾六兩式分 廿式貫四百七拾式文

金ニ  
メ 百九拾壹兩式分 七百式拾四文

右差引シテ  
九拾四兩三分ト 百八拾四文 損金也

又有物

一 金拾五兩 附渡り諸道具有

右ハ廿六兩壹分百廿文ノ内そんじ物除テ用立候物斗

一 金三拾七兩三分 掛有

但シ割引正ミニ而

(貼紙下・抹消)

一 出入金勘定覚

一 金式百六拾五兩 入金高

一 金式百三拾五兩ト 八百五拾文 酒売高

二口

合テ 五百兩ト 八百五拾文

(貼紙)

出入勘定覚

一 金式百六拾五兩 入金高

一 金式百四拾八兩壹分ト 七百式拾七文 酒入金

一 式拾九貫九百文 粕代金

一 金式兩 大屋様方酒手入

メ 金五百拾五兩壹分 三拾貫六百廿七文  
金ニシテメ  
五百廿貳兩壹分 七百七拾五文

内

- 一 金貳百三拾四兩三分ト 壹貫八文 米五百拾貳俵代
- 内 三拾九俵飯米二成
- 一 金貳拾四兩貳分式朱ト 八貫五百四拾四文 薪木代
- 一 金三兩壹分ト 五貫九百三拾八文 (辨ノ当字也) 米稟賃
- 一 壹貫五百八拾八文 餅米一俵
- 一 金拾三兩壹分 藏敷内渡シ
- 一 金貳拾六兩壹分ト 百貳拾文 吉兵衛殿江道具代払
- 一 金貳拾壹兩貳分 給金内渡シ
- 一 金貳分ト 壹貫三百拾貳文 大工手間賃払
- 一 金壹兩三分ト 壹貫六百九拾文 桶屋渡シ
- 一 金壹兩壹分 七貫八百九拾三文 日用方払
- 一 壹貫九百五拾文 木挽渡ス
- 一 金壹分 板へぎ
- 一 金拾六兩貳式朱ト 八拾九貫六百四文 小遣諸入用
- 一 金木拾兩 四拾兩也 武本氏へ渡ス
- 一 金三拾兩 中井氏へ渡ス
- 一 金貳拾兩 柚木氏渡ス
- 一 金六拾三兩貳分ト 拾七貫三百文 有金
- 一 金壹兩壹分 餅米代付落有
- メ 金四百九拾八兩壹分ト 百三拾五貫四百廿三文

中井源左衛門家による上州小泉十一屋酒店の経営管理

金ニシテ  
五百廿九兩壹分ト 五百七拾壹文

右入金と差引シテ六兩三分ト 八百七拾貳文 過上 いかゞ

(付箋)

- 一 金三兩 源八預り有
- 一 同壹兩 ね ■■吉兵衛預り  
大屋藏敷ニ而引合
- 一 金貳兩貳分 八十九文 茂左衛門の店江かし  
古掛取帷子

史料六の『寅ノ八月十七日勘定』と史料七の『寅ノ八月十七日勘定』は概ね一致している。相違点は、史料七では、「出入金勘定」が(一)入金高二百六十五兩と(二)酒売高二百三十五兩八百五十文の合計五百兩八百五十文から、(一)入金高二百六十五兩、(二)酒入金二百四十八兩一分七百二十七文、(三)粕代金二十九貫九百文、(四)大屋様分酒手入式兩の合計五百二十二兩一分七百七十五文に修正計算していたことである。また、備忘録として、末尾に金銭貸借の記録が記載されていたことである。

### (三) 卯二月廿四日酒押切勘定

史料八は、卯年二月二十四日に十一屋茂左衛門が武本市郎右衛門、中井源三郎、および柚木五左衛門に報告した「酒押切勘定」である。「酒押切勘定」は酒の寒仕込みの生産報告であろう。「酒押切勘定」は、損益が計算されておらず、年次の「勘定目録」に比較して簡易な中間報告になっている。

史料八 勘定目録(酒押切)<sup>(9)</sup>

卯二月廿四日

酒押切勘定

一 貳百五拾八兩	百四拾貳石
一 拾貳兩貳分	しうちう七石
一 一三兩貳分ト 六百元	かす卅七表
一 拾貳兩	薪木残
一 貳拾壹兩壹分ト 八百文	有金
一 三拾六兩	節酒分かけ金
一 壹兩貳分ト 八百文	米残
一 拾五兩	附渡り道具
八口合	
三百六拾兩壹分 貳貫貳百文	
内払口	
内払口	
一 拾九兩壹分	給金
一 拾兩貳分	蔵敷
二口	
貳拾九兩三分	
引テ 金三百三拾壹兩と成ル	
卯ノ年勘定残金	入金
金百九拾壹兩貳分	
又	

金七拾三兩寅ノ年

入金

四八

卯ノ二月廿四日

十一屋茂左衛門

右大方如ニ候へ共、利足之義返濟無之候間何程共相しれ不申候、此  
後段々差送り可申候、以上

武本市郎右衛門様  
中井源三郎様  
柚木五左衛門様

表二は上州小泉十一屋の卯二月二四日期の「酒押切勘定」をTフォ  
ムで記述したものである。「押切勘定」は、(一)棚卸資産として、酒  
「百四十二石」、「しうちう七石」、「かす卅七表」、「薪木残」、(二)「有金」、  
「節酒分かけ金」、「米残」および「附渡り道具」を合わせた八口合計  
三百六十兩一分二貫二百文から、払口の「給金」と「蔵敷」の合計額  
二九兩三分を差し引く。その結果、期末の残高は三百三十一兩となった。  
酒の生産高は百四十二石、約二十五トン六百十五リットルであった。

寅ノ八月十七日勘定では、オフバランスであった売掛金(「掛有」  
三十七兩二分)が、卯二月廿四日酒押切勘定では、「節酒分かけ金」  
三十六兩としてオンバランスとなっていたことが特徴的である。また、  
減損評価した「附渡り道具」十五兩もオンバランスになっていた。

営業債務に相当する「内払口」として、「給金」と「蔵敷」、二口合計  
二十九兩三分を控除した正味営業資産は、三百三十一兩になる。

卯の年の「入金勘定残高」は、当期中(卯の年)が百九十一兩二分、

【表2】上州小泉十一屋酒店の酒押切勘定（卯2月24日期）

押切勘定				
(酒)142石	258両			
しうちう七石	12両	2分		
かす世七表	3両	2分	600文	
薪木残	12両			
有金	21両	1分	800文	
節酒分かけ金	36両			
米残	1両	2分	800文	
附渡り道具	15両			
八口合	360両	1分	2貫 200文	
			内払口	
			給金	19両 1分
			蔵敷	10両 2分
			二口	29両 3分
			引テ	331両

(出所) 卯2月24日「勘定目録」(酒押切) (「中井源左衛門家文書」請求番号11597) に基づき、著者が作成。

中井源左衛門家による上州小泉十一屋酒店の経営管理

前期末残高(寅の年)が七三両であった。

寅の年の「入金」高が過少となっていたため、卯の年には一九一兩二分の追加の資金が提供された。十一屋茂左衛門は、出資者の武本市郎右衛門、中井源三郎および柚木五左衛門に対して、利息の支払いが未だであるものの以後段々と送金する旨を報告した。

#### 四 中井源左衛門家の資本形成と利益分配

##### (一) 上州小泉十一屋酒店の入金高変動計算

「寅八月十七日」期末の入金高は、史料八の『卯二月廿四日酒押切勘定』に「金七拾三兩寅ノ年 入金」として記載されていた。表三は上州小泉十一屋酒店の入金高(「寅八月十七日」期)の変動計算過程を推計したものである。「寅八月十七日」期の期末「入金」七十三兩は、期首「入金高」二百六十五兩から出資者への配当金九十兩を控除し、入金勘定の「損金」九十四兩三分百八十四文および出入金勘定の「過上」(損失)六兩三分八百七十二文を差し引いた額に一致する。この計算過程から、中井源左衛門家の「入金」は元手金と剰余金の合計であると解釈できる。前述の史料二および史料三の契約内容を勘案すると入金のうち元手金に対して利足が支払われていた。剰余金にも同じ利率が課されていたかどうかは確認できない。ただし、史料四と史料五では総投資額に相当する出金について、出資者と世話人の利益配分率を定めていた。

入金の額は、興味深いことに、中井源左衛門家の計算構造には複式簿記の基本原理の一つであるクリンサープラス関係(期末資本一期首資本+利益-配当)が組み込まれており、収支損益計算と財産損益計算が

連環していたことがわかる。

(二) 中井源左衛門家の利益分配

上州小泉十一屋酒店の投資管理で、第一に優先され利益分配は出資者への配当に相当する「武本家利足」、「中井家利足」および「柚木家利足」である。次いで、使用人への未払金に相当する「給金残り」、および未払蔵敷料に相当する「蔵敷残り」である。

史料四および史料五の上州小泉十一屋酒店組合出金割合によれば、世

【表3】

上州小泉十一屋酒店の入金高変動計算過程（寅8月17日期）

寅8月17日勘定 入金高変動計算書

入金高	265両		
武本家、中井家および 柚木家への送金	90両		
武本江	40両		
中井江	30両		
柚木江	20両		
損金	94両	3分	184文
入金出金差引	6両	3分	872文
寅8月入金高	73両		944文

(出所) 寅8月17日「勘定目録」(「中井源左衛門家文書」請求番号11595) および卯8月24日「勘定目録」(酒押切) (「中井源左衛門家文書」請求番号11597) に基づき、著者が作成。

話人は利益の請求権を保有するが損金に対して免責されていた。表三に示したように、財産計算によって算出された損益は期末の入金高に算入されるので、この免責要件と整合的である。なお「寅八月十五日」期は損失が計上されたので世話人に対する利益分配がなかった。財産計算によって利益が生じれば、世話人に請求割合に応じて利益分配されていたであろう。

中井源左衛門家の資本は、支店(上州小泉十一屋酒店)から本家へ毎期送金される利足(配当)、ならびに支店に内部留保される入金高によって増殖していた。たとえば『戌九月十二日勘定』では、「元方利息」三十五両に対して蔵敷料十八両三分が支払われていた。史料二で示したように明和五年(一七六八)に上州小泉十一屋酒店の蔵屋敷および貯蔵物は中井源三郎(大田原店)に請け取られていた。明和五年以降、安定的な収益である不動産収入が中井源左衛門家の資本形成に重要な役割を果たしていたことがわかる。<sup>(45)</sup>

(三) 世話人のモラルハザード

上州小泉十一屋酒店の損益は、資産から維持すべき身代を控除して算出する。そのため世話人は自身の利益を増大させるために、資産を過大に評価するというモラルハザードをおこしうる。そのため中井源左衛門家では、評価が確定しなければ売掛金であっても資産に計上しないというような極度の保守的会計を採用していた。さらに営業資産について出資者の実地監査が行われていた。

上州小泉十一屋酒店は、基本的に固定資産を保有していなかった。明和五年以降、蔵屋敷および貯蔵物は中井源三郎(大田原店)が保有する

形になっていたので、設備投資に係る意思決定は、大田原店ないし本家がおこなっていたと推測される。世話人が過剰な設備投資しないとしても営業費用を浪費するというモラルハザードをおこすことは可能であった。そこで、中井源左衛門家は上州小泉十一屋酒店の営業資金が不足する場合には投下資本コスト（一〇％）を上回る金利（一五％）で貸し付けていた<sup>(46)</sup>。これはジェンセンが指摘した負債による企業行動の規律づけに該当する<sup>(47)</sup>。

さらに、中井源左衛門家は、上州小泉十一屋酒店の世話人が「出入金勘定」に売上高明細および製造原価明細を開示することを要請していた。これは世話人によるフリーキャッシュフローの浪費を防止するためのモニタリングメカニズムと解釈できる。

## 五 むすび

近世近江国の中井源左衛門家は、現代投資管理にも通じる極めて高度な経営管理技法を使って、世話人のモラルハザードを防止するメカニズムを組み込み、支店の上州小泉十一屋酒店を経営していた。本稿で、中井源左衛門家文書の一次史料から上州十一屋小泉酒店に関して新たに発見された事実は、(一)出資者と世話人は投資額である出金に関して責任割合を定めて組合を組成した、(二)出資者と世話人は利益をこの割合で分配した、(三)中井源三郎（大田原店）は、上州小泉十一屋酒店が営業資金の不足のために資金入用となる場合、投下資本利益率より高い利率で組合に貸し付けた、(四)売掛金は正味価額で評価されていた、(五)附渡り諸道具（営業資産）は減損評価されていた、(六)極めて保守的な会計手続きが

適用されていたことが明らかになった。紙幅の関係で、「寅八月十七日」期および「卯二月廿四日」期以外の会計報告史料に関する分析は別稿に譲ることにする。

中井源左衛門家が十八世紀後半の上州小泉十一屋酒店に導入した経営管理技術と会計技術は、現代ファイナンス論や現代会計論の観点から評価しても驚くべき先進性を備えている。残された課題は、上州十一屋小泉酒店で醸成された経営管理技法や会計管理技法が中井源左衛門家の他の支店の経営管理にどのように伝播していったかである。中井源左衛門家の会計についていえば、中井源左衛門家文書に残された膨大な会計史料に比して、分析されている史料はまだ一部にすぎない。中井源左衛門家が構築した巨大な本支店ネットワークの資金や商品と資材の流れ、中井源左衛門家本家のホールディングスとしての会計機能、近世から近代への経済体制の変容と会計技術や経営管理の進展など、未解明の課題は多いといえよう。

### 【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、滋賀大学経済学部附属史料館に多大な便宜を提供していただいた。また太田善之滋賀大学経済学部教授、赤塚尚之滋賀大学経済学部准教授、南田孝子滋賀大学経済学部附属史料館助手および大澤留次郎氏（TOPPAN株式会社）からは貴重な示唆をいただいた。とりわけ、宇佐美英機滋賀大学名誉教授からは非常に建設的なコメントと貴重な示唆をいただき、論文の改善にとっても有益であった。

本研究の基礎となる研究の一部は、JSPS科研費19K21705の助成を受けた。記して感謝する。

いうまでもなく本稿に誤りがあれば、それらはすべて著者の責任である。

注

- (1) 原田敏丸「近江商人の経営形態に関する一考察―日野の豪商中井源左衛門家の場合―」『彦根論叢』第三四号、五一―七〇頁、一九五六年。
- (2) 江頭恒治「近江商人 中井家の研究」(雄山閣、一九六五年)、七八四頁。
- (3) 前掲注2、六七四頁。
- (4) 前掲注2、九一九―九四三頁。
- (5) 宇佐美英機「近江商人中井家の家訓・店則にみる「立身」と「出世」」『彦根論叢』第三二七号、二五二―三三五頁、二〇〇一年。
- (6) M. C. Jensen and W. H. Meckling, "Theory of the firm: Managerial behavior, agency costs and ownership structure", *Journal of Financial Economics* 3 (4), 1976, pp. 305-360.
- (7) 小倉栄一郎「江州中井家帖合の法」(ミネルヴァ書房、一九六二年)。
- (8) 松田有加里「江州中井家石巻店作成「享和三癸亥正月吉日 戌質店卸目録」の分析」『六甲台論集―経営学編―』第六三巻第2号、一七―三四頁、二〇一六年。松田有加里「江戸時代のわが国固有の帳合(簿記法)の研究―十九世紀中井家仙台店及び石巻店の店卸目録の分析から―」『日本簿記学会年報』第三二号、五四―六〇頁、〇〇年。松田有加里「江戸時代後期の商家における帳合法に関する研究―近江商人中井家の「店卸目録」の分析から―」『簿記研究』第四巻第一号、一―二頁、二〇二一年。
- (9) 西川登「三井家勘定管見」(白桃書房、一九九三年)。
- (10) 青柳周一は相馬店の出店と閉店の経緯を明らかにしている(青柳周一「近江商人の出店経営と閉店への経緯」(青柳周一・東幸代・岩崎奈緒子・母利美和編『江戸時代近江の商いと暮らし 湖国の歴史資料を読む』サンライズ出版、二〇一六年、八三―一一五頁)。
- (11) 前掲注1および前掲注2。
- (12) 柚木学『酒造経済史の研究』(有斐閣、一九九八年)。
- (13) 『享保十九申寅年店卸記』(中井源左衛門家文書、滋賀大学経済学部附属史料館所蔵)。初代中井源左衛門の店卸記は四種が残されていた(前掲注2、八七五頁)。江頭恒治はこれらのうち三種を原本(A帳)、清書本(B帳)、要約本(C帳)と推量している。滋賀大学経済学部附属史料館が所蔵するのはA帳である。B帳とC帳の所在は現時点で不明である。
- (14) 以下、難読字を■で表す。
- (15) 前掲注7、二二二頁。
- (16) 前掲注2、八〇一頁。
- (17) 前掲注2、一五三頁。
- (18) 前掲注2、一五三頁。
- (19) 「中井源三郎」は大田原店の屋号である(前掲注1)。
- (20) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一六〇五。
- (21) 前掲注7、二四頁。
- (22) 前掲注2、三七頁。
- (23) 前掲注2、七五八頁。
- (24) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一六〇六。
- (25) 前掲注2、七八九頁。
- (26) 前掲注7、二四六頁。
- (27) 中井源左衛門家の店員制がいつの時点で確立されたかはまだ明らかにされていないが、支配人は、番頭が複数人制の場合、首席の番頭であって、経営管理責任者である(前掲注2、八四九頁)。
- (28) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一六〇七。
- (29) 同「中井源左衛門家文書」請求番号一一六三一。
- (30) 同「中井源左衛門家文書」請求番号一一六四〇。
- (31) 『酉八月勘定』の差出人が「十一屋利左衛門茂左衛門」と『戌九月十二日勘定』の差出人が「十一屋利左衛門茂左衛門」となっていることから、上州小泉十一屋酒店の名義は「十一屋利左衛門」、茂左衛門は人名である可能性がある。小倉栄一郎は、十一屋が日野商人藤崎惣兵衛の

酒店の屋号であることから、上州小泉十一屋酒店がその系列の一つではないかと類推している（前掲注7、四二頁）。また小倉栄一郎は、吉野國雄の話として、藤崎惣兵衛の十一屋が財産計算と損益計算を行っていたことを記している（前掲注7、四六頁）。

(32) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一五九五。

(33) 金一両を銀六十匁として換算した。

(34) 「六拾兩」は四拾兩の誤記であろう。

(35) 蔵敷料の支払先は不明である。史料二では蔵屋敷が明和五年（二七六八）に中井源三郎に請け取られたとあるので、それ以前の「寅八月一七日」期では、蔵敷料の払先は支店の中井源三郎、本家の中井源左衛門あるいはその他であろう。後年、中井源左衛門本家が仙台店質店や大阪店質店から蔵敷料を徴収していた（前掲注2、七〇〇頁）。

(36) この「損金」は、金貨、銀貨、銅銭の換算を行った額が記載されている。中井源左衛門家では銭六貫が一両に換算されていた（前掲注7、五〇頁）。

(37) 酒店を核に、日用雑貨販売、金融業を兼営するのは、典型的な日野商人の商法である（満田良順『近江商人四〇〇年の奔流 近江日野商人の歴史と商法』サンライズ出版、二〇一二年、一三八頁）。

(38) 簿記技術の観点からは、

（借方）入金高（資本勘定） 二百六十五兩

（貸方）入金高（出入金勘定収入） 二百六十五兩

の振替仕訳が行われていたと解釈できる。

(39) ここでは、一両が四貫二百六十四文として換算されている。

(40) 科目名から判断すると、世話料は「給金内渡し」または「小遣諸入用」に含まれていた、あるいは利益処分として「入金」から控除されていたかのいずれかであろう。

(41) 一両が四貫三百五十文として換算されていた。入金勘定と出入金勘定では、金銭と銅銭の換算レートが異なる。

(42) 小倉栄一郎は、本家と支店の会計を本支店会計とみなし、支店の「元方より差引残り借り」を本店勘定、本店の「〇〇貸し」を支店勘定と解釈している（前掲注7、二二二頁から二二八頁）。

(43) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵「中井源左衛門家文書」請求番号一一五九六。

(44) 同「中井源左衛門家文書」請求番号一一五九七。

(45) 江戸時代の酒造業は米価の変動リスクや幕府酒政策の政治リスクに曝されていた。賀川隆行『近世江戸商業史の研究』（大阪大学出版会、二〇一二年）によれば、灘の小西新右衛門家でも不動産事業が安定的な収益源になっていた。

(46) 幕府は、元文元年（一七三六）に貸付金利息の上限を年利一五%に定め、天保一三年（一八四二）に年利一二%に引き下げた。中井源左衛門家が定めた年利一五%は法定利息の上限であった。当時、法定利息を上回る金利で貸付けられることもあったので、年利一五%は必ずしも高利ではなかった。

(47) M.C. Jensen, "Agency costs of free cash flow, corporate finance, and takeovers," *The American Economic Review* 76 (2), 1986, pp.323-329.